

議案第 17 号

木古内町個人情報保護法施行条例制定について

木古内町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の11第1項に規定する名簿情報(以下「名簿情報」という。)及び同法第49条の15第1項に規定する個別避難計画情報(以下「個別避難計画情報」という。)の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

3 前項に規定する供与に要する費用は、実施機関が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例(平成18年条例第10号)第1条に規定する木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 町長は、災害対策基本法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した名簿情報を提供することについて審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(木古内町個人情報保護条例の廃止)

第2条 木古内町個人情報保護条例(平成18年条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の木古内町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条又は第13条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（当該個人情報に該当しない特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を含む。以下「旧個人情報」という。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項若しくは同条第2項、第3項若しくは第4項（旧条例第26条第2項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）、第26条第1項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報（保有個人情報に該当しない旧条例第2条第5号に規定する保有特定個人情報を含む。）で、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。